

第 2 号

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 2 月 3 日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和 2 年 1 2 月 5 日 午後 1 時 3 0 分頃
2. 事故発生場所 熊取町高田四丁目 2760 番地先
3. 相手方 貝塚市 [REDACTED]
[REDACTED]
4. 事故の概要 熊取町が管理する道路を相手方が自動車にて走行中、アスファルト舗装版がめくれて生じた、約 1 0 cm の段差にタイヤがはまり、タイヤを損傷させたもの。
5. 損害賠償額 6 2, 1 3 4 円